



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

創刊号

2004.10.15発行

# 合併協議会 だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）

TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771

ホームページ [http://www16.ocn.ne.jp/~m\\_gappei/](http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/) E-mail [matsugappei@wine.ocn.ne.jp](mailto:matsugappei@wine.ocn.ne.jp)

## 松浦地域合併協議会



松浦市、福島町、鷹島町におきましては、9月10日に一齐に議会を開催し、1市2町の合併協議会設置議案を可決しました。

9月15日に「松浦地域合併協議会」を設置し、第1回協議会が9月30日松浦市文化会館において開催され、新市の名称を「松浦市」とすることなどが確認されました。



# 会長あいさつ



つてしまいました。

松浦地域合併協議会の設立にあたりまして、一言「あいさつ」を申し上げます。

地方分権時代を迎え、少子・高齢社会の進展と厳しさを増す財政状況の中で、自らの行政能力を高め、行政財政基盤の強化と効率化を図るために、北松浦地域におきましては、平成十四年八月に北松浦一市四町、十月には一市五町合併協議会を設置し、合併に向けて取り組んでまいりましたが、ご承知のとおり、協議会の解散という残念な結果にな

市町村合併は、この地域の将来にとって最も重要な課題であるとの認識に変わりはなく、本年四月以降は松浦市、福島町、鷹島町の一市二町において合併協議の開始に向けた協議、調整を進めてまいりましたところ、各市町の議会のご理解を賜り、去る九月十日にそれぞれ合併協議会設置議案を議決いただき、九月十五日に松浦地域合併協議会を設立いたしましたところであります。

は福岡都市圏を向いており、情報の発信や物産販売の強化、観光客の誘致、交流拡大など同視点での地域連携が期待できますし、新市建設計画の実施期間の十か年は、福岡市とのアクセスとなる西九州自動車道の開通を控え、新たな地域振興策を展開するための環境整備の期間となり、この地域の発展を左右する大変重要な時期になってくると考えられます。

それぞれ固有の歴史と個性を持った三つの自治体が新しく一つの自治体として発足するためには、複雑で困難な問題も出てくると思います。豊稜の海、多彩な資源、恵まれた自然環境、それぞれの地域の特性を最大限に活かしながら、この地域に住む住民にとって、夢と希望に満ちた、明るく住みよい地域のまちづくりができませんように皆様とともに英知を結集してまいりたいと存じます。

合併特例法の期限が迫る中で、今後、委員の皆様には、大変お忙しいところ集中してお時間をいただき、この松浦地域の飛躍を目指し、地域の将来のあり方について、様々な視点からご協議をお願いすることになります。ご協力をお願いいたします。有意義な議論を交わしてまいりたいと考えております。

また、住民の皆様に対しても、あらゆる手段により、多くの情報を提供してまいるとともに、幅広いご意見をいただきながら、開かれた協議会運営を進めてまいりたいと考えております。

最後に、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。

松浦地域合併協議会  
会長 吉山 康幸





# 県知事祝辞

松浦市、福島町、鷹島町の一市二町におかれましては、去る十日の各市町議会で合併協議会設置の議案が可決され、本日、第一回目の協議会が開催される運びとなりましたことを、心からお喜び申し上げます。

当地域におきましては、昨年十一月に一市五町で合併調印直前まで進みながら、その後協議が難航し、残念ながら本年三月に協議会の解散となりました。

それだけに一市二町が再び結集し、合併に向け、新たな第一歩を踏み出すことになられたことは、たいへん意義深いことだと存じます。

県内では、三月に対馬市

と壱岐市が、八月には、五島市と新上五島町が誕生しました。来年の一月には長崎地域一市六町で新「長崎市」が、三月には諫早地域一市五町で新「諫早市」が発足することが確定しております。

また、佐世保市・吉井町・世知原町と西彼北部地域五町の各地域においても、現在開会中の県議会に合併議案が上程されており、県内各地域の合併も確実に進んでおります。

まさに長崎県の新しい地域の時代の始まりであり、一市二町におかれても、分権時代にふさわしい行財政基盤のしっかりした自治体を目指していただきたいと思います。

当地域は、日本一を競う旬アジ・旬さばやトラフグ、クルマエビの養殖、松浦火力発電所、LPG基地などのエネルギー関連施設、さらに、松浦党や元寇に因む史跡も多く、これらの地域資源を活かしていけば、新しいまちづくりの可能性は大きく広がるものと考えております。

しております。  
終わりに、本日ご臨席の皆様のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。お祝いの言葉といたします。

長崎県知事  
金子 原二郎  
(代読)  
県北振興局次長  
立花 正文

合併特例法の国の支援措置を活用するためには、来年の三月までに県へ合併申請をしなければなりません。残された時間はごくわずかです。新しいまちづくりの最後の機会として、ぜひ、協議をまとめていただきたいと思います。



## 第3回合併協議会のお知らせ

協議会は、一般の方も傍聴できます。お気軽にお出かけください。

- 日時 平成16年10月26日(火) 午前10時から
- 場所 松浦市役所 市民ホール

日時、会場は都合により変更する場合があります。詳しくは合併協議会事務局まで。

# 報告事項

## 【報告第一号】

●合併協議会規約の報告について

▼協議会の役割や委員の構成などを定めた規約が報告されました。

※協議会の役割は？

・松浦市、福島町、鷹島町の合併に関する協議や、新しい市のまちづくりの基本となる「新市建設計画」の作成、その他の合併に関する事項を重点的に協議し、調整を図ります。

※協議会委員の構成は？

(表1)

・一市二町（松浦市、福島町、鷹島町）の長

・一市二町の議長

・一市二町の議会がそれぞれ推薦する議員 各三名

・一市二町の長がそれぞれ推薦する学識経験者 各四名

・一市二町の長が協議して

定めた

学識経験者 三名

以上の三十名で構成されます。

## 【報告第二号】

●合併協議会幹事会等諸規程の報告について

▼幹事会、専門部会、事務局の各規程及び協議会の

予算及び決算等に係る財務規程が報告されました。

※幹事会とは？(表2)

・一市二町の助役、総務課長及び県職員で構成される協議会へ提出する議案の協議や調整を行います。

※専門部会とは？

・関係市町の職員で構成され、各種事務事業の専門的な協議や調整を行い、幹事会へ報告します。

(二十部会)

その下部組織として、関係市町の担当職員で構成される事務調整班があります。

(五十六班)

松浦地域合併協議会幹事会名簿(表2)

区分	職名	氏名
幹事長	松浦市助役	友廣 郁洋
副幹事長	福島町助役	坂井 秀敏
〃	鷹島町助役	金井田 豊秀
幹事	松浦市総務課長	山崎 蓮
〃	福島町総務課長	末永 悦二
〃	鷹島町総務課長	小田 鉄三郎
〃	県北振興局管理部長	斎藤 誠

松浦地域合併協議会委員名簿(表1)

区分	職名等	氏名	備考
市町長 (3名)	松浦市長	吉山 康幸	会長
	福島町長	志水 勝輔	
	鷹島町長	宮本 正則	
議長 (3名)	松浦市議会議長	福村 邦廣	副会長
	福島町議会議長	松永 茂治	
	鷹島町議会議長	椎山 賢治	
議会推薦議員 (9名)	松浦市議会議員	寺澤 優國	
		松瀬 輝治	
		友田 吉泰	
	福島町議会議員	志水 正司	
		岡本 哲夫	
		松本 隆茂	
	鷹島町議会議員	田島 忠志	
		村田 末廣	
		金内 武久	
学識経験者委員 (各市町推薦12名)	松浦市	武尾 聡明	
		池水 英比古	
		田中 まゆみ	
		日高 雅之	
		太田 末男	
		山口 芳正	
	福島町	永田 俊子	
		前田 次男	
		井筒 清治	
	鷹島町	廣瀬 茂好	
		村田 茂實	
		森 眞一	
学識経験者委員 (広域枠3名)	親和銀行松浦支店長	吉井 重忠	
	松浦市社会福祉協議会常務理事	大畑 安盛	
	長崎県県北振興局長	村上 公幸	

松浦地域合併協議会事務局職員

役職名	氏名	職名
事務局長	大久保 壘	松浦市
事務局次長	丸形 啓二	〃
事務局職員	瀬戸 守	福島町
〃	鴨川 聡	〃
〃	出口 義之	鷹島町
〃	宮本 一樹	〃
〃	齋松 正仁	松浦市



# 議決事項

## 【議案第一号】

● 監査委員の同意について  
 ▼ 福島町の代表監査委員井手宏美氏、鷹島町の代表監査委員青木和郎氏を協議会の監査委員として委嘱する事が同意されました。



## 【議案第二号】

● 協議会会議運営規程の制定について  
 ・ 協議会は、原則公開とし、傍聴できます。  
 ・ 議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行します。

・ 協議内容を記載した会議録を作成します。

## 【議案第三号】

● 協議会小委員会規程の制定について（表3）  
 ・ 協議会から付託を受けた事項（項目毎に、より詳しく審議したほうが良いと判断される事項）について、調査、審議しその経過や結果については、随時協議会で報告されます。

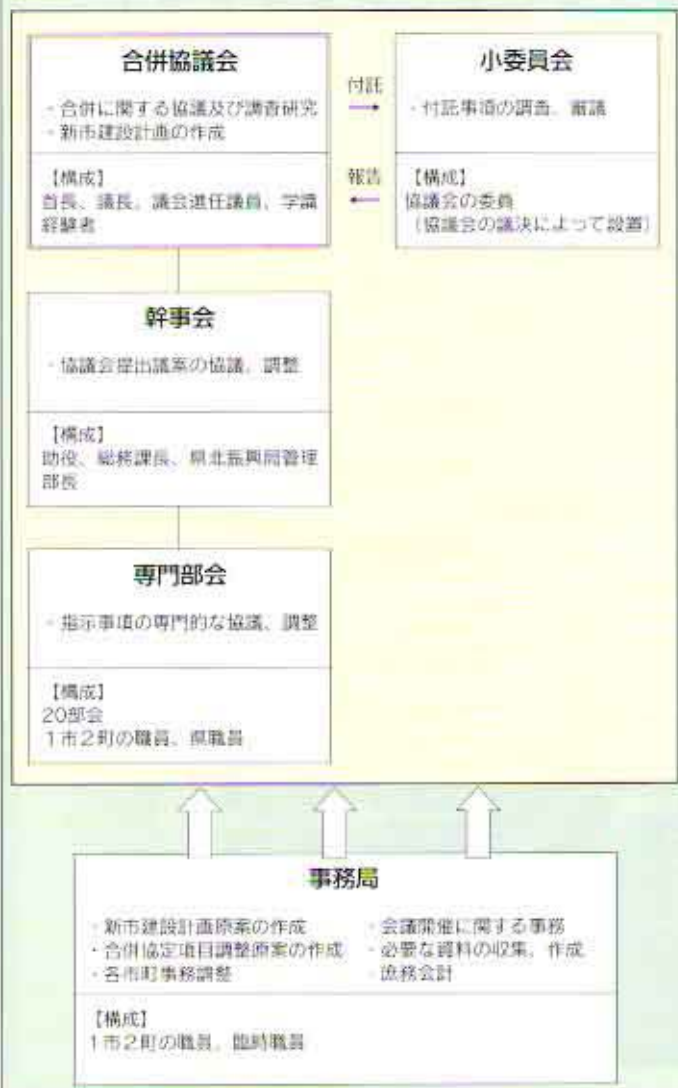
## 【議案第四号】

● 協議会会議傍聴規程の制定について  
 ・ 協議会は原則公開として、いることから、会議の傍聴に係る必要な事項を定めた規程を制定しました。

## 【議案第五号】

● 平成十六年度合併協議会会計予算について  
 次の表のようになっていきます。

松浦地域合併協議会組織図(表3)



平成16年度松浦地域合併協議会会計予算

歳入		
項目	金額	備考
負担金	20,400,000円	@6,800,000円 ×3市町
県支出金	6,000,000円	@2,000,000円 ×3市町
諸収入	1,000円	預金利子
計	26,401,000円	

歳出		
項目	金額	備考
事業費	16,223,000円	協議会運営及び事業推進に係る経費
事務局費	10,041,000円	事務局運営に係る経費
予備費	137,000円	
計	26,401,000円	

※今回の予算は、来年3月までの予算を計上したものです。

## 協議事項

### 【協議第一号】

●今後の協議会の進め方について

▼合併協定項目については、その他の項目を含めて、四十五項目とすることが、協議確認されました。

（協定項目については、協議会だより裏面のとおり）

▼合併協議会は、原則月二回開催します。（表4）

※合併協議については、それぞれの団体での協議検討の期間が必要なことから、原則として提案の日には確認せず、次回以降に再度協議し、委員の方の賛同により確認されます。

しかしながら、今回は、協議のスピードアップを図るために、大方の賛同が得られた項目については、確認がなされました。

### 【協議第二号】

●合併の方式について

▼合併の方式については、新設（対等）合併とすることが協議確認されました。

・すべての協議調整が整えば、松浦市、福島町、鷹島町の区域をもって、「新しい市」が設置されることとなります。

### 【協議第三号】

●新市の名称について

▼新市の名称については、「松浦市」とすることが、協議確認されました。

・合併の方式が、対等合併と確認されたので、新しい市の名称を定めなければなりません。

その名称については、地域住民の基本となるものであり、これまでの歴史、文化を受け継ぎ、この地域の総称として「松浦市」と決定しました。

### 【協議第四号】

●新市の事務所の位置について

▼新市の事務所の位置については、現在の松浦市役所を本庁とすることが、協議確認されました。

・事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情等についても留意しつつ、機能や効率等総合的な判断をもって、その事務所の位置を決定しなければなりません。地理的条件、現在の施設規模、建築年度等比較検討した際に、現在の松浦市役所が最も効率的でかつ適当であるとの判断のもとに、確認がなされました。

### 【協議第五号】

●新市建設計画の作成について（その一）

▼新市建設計画は、合併特例法において、合併協議会で作成することとなっています。

この計画は、合併する市町村の将来に対する構想を示し、まちづくりの基本的な方針としての役割を果たすものです。

作成に係る基本的な方針として六つの項目を掲げています。

（表5）

現在の役場や、松浦市にある支所、出張所については、“事務機構及び組織に関すること”で協議いたします。





## 協議会開催スケジュール予定表（表4）

回	開催月日	時間	開催場所
1	平成16年 9月30日 (木)	14:00	松 浦 市
2	平成16年10月14日 (木)	10:00	福 島 町
3	平成16年10月26日 (火)	10:00	松 浦 市
4	平成16年11月12日 (金)	10:00	鷹 島 町
5	平成16年11月25日 (木)	10:00	松 浦 市
6	平成16年12月 8日 (水)	10:00	福 島 町
7	平成16年12月22日 (水)	10:00	松 浦 市
8	平成17年 1月12日 (水)	10:00	鷹 島 町
9	平成17年 1月26日 (水)	10:00	松 浦 市
10	平成17年 2月 2日 (水)	10:00	福 島 町
11	平成17年 2月23日 (水)	10:00	松 浦 市
12	平成17年 3月 2日 (水)	10:00	鷹 島 町

## 新市建設計画策定方針（表5）

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づき、合併協議会で策定する新市建設計画については、次の方針で臨むものとする。

1. 本計画は1市2町の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより1市2町の速やかな一体性の確立を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上及び新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。

2. 本計画は、新市を建設していくための基本方針、また、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

3. 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね10年間について定めるものとする。

4. 新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を展望した長期的視野に立つものとする。

5. 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。

6. 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。



# 協定項目の協議状況をお知らせします。

第1回合併協議会（平成16年9月30日）現在  
△＝未提案、□＝協議中、○＝確約

協定項目	内 容	協議状況		
		未提案	協議中	確約
1 合併の方式	新設（対等）合併・編入合併			○
2 合併の期日	合併の期日	△		
3 新市の名称	新市の名称			○
4 新市の事務所の位置	新市の事務所の位置			○
5 事務機構及び組織の取扱い	新たな機構、組織の整備	△		
6 財産及び債務の取扱い	公有財産（庁舎、市町所有地等）、債権、基金等	△		
7 新市建設計画の作成	新市建設の基本方針、財政計画		□	
8 議会議員の定数及び任期	議会議員の定数及び任期	△		
9 農業委員会委員の定数及び任期	農業委員会委員の定数及び任期	△		
10 地方税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課徴収	△		
11 職員の身分の取扱い	一般職員の身分	△		
12 地域審議会の設置	旧市町での新市事務に係る審議会組織	△		
13 特別職の職員の身分の取扱い	特別職（市長、町長、助役、収入役、教育長、各種委員等）の身分	△		
14 条例、規則等の取扱い	新市の条例、規則等	△		
15 使用料、手数料の取扱い	施設等の使用料、税務・戸籍等の手数料	△		
16 公共的団体等の取扱い	商工会、観光協会、漁業協同組合、婦人会等	△		
17 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	各市町が行っている補助金、交付金	△		
18 各市町の慣行の取扱い	市章、市の花木、市民憲章、各種宣言、各種催事等	△		
19 町、字の区域及び名称の取扱い	新市の町、字の区域及び名称	△		
20 国民健康保険制度の取扱い	国民健康保険の給付及び税の賦課徴収等	△		
21 行政区の名称及び所管区域の取扱い	行政区の名称及び所管区域	△		
22 電算システム関係の取扱い	各種電算システムの統一等	△		
23 一部事務組合等の取扱い	伊万里北松地域広域圏組合、松浦地区消防組合等	△		
24 広報、広聴関係の取扱い	広報誌、議会だより等の発行、広聴関係等	△		
25 情報公開関係の取扱い	情報公開制度	△		
26 消防、防災関係の取扱い	常備消防、消防団等	△		
27 人権関係の取扱い	人権、同和、男女共同参画、女性行政等	△		
28 納税関係の取扱い	納税報奨金、組織等	△		
29 各種福祉制度の取扱い	介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉等	△		
30 社会福祉協議会の取扱い	1市2町の社会福祉協議会	△		
31 公営住宅関係の取扱い	市営住宅、町営住宅	△		
32 健康推進事業の取扱い	各種検診・健康推進事業等	△		
33 環境衛生関係事業の取扱い	環境保全、ごみ・し尿処理、火葬場、畜犬等	△		
34 生活排水処理事業の取扱い	下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等	△		
35 商工観光関係事業の取扱い	商工業、観光、企業誘致、消費生活等	△		
36 農林水産関係事業の取扱い	農政、畜産、耕地事業、林務、水産等	△		
37 建設関係事業の取扱い	道路、河川、国土調査事業等	△		
38 都市計画関係事業の取扱い	都市計画事業	△		
39 水道事業の取扱い	上水道、簡易水道等	△		
40 学校教育関係の取扱い	幼稚園、小中学校、学校給食等	△		
41 社会教育関係の取扱い	生涯学習、文化・スポーツ振興、公民館活動等	△		
42 地域間交流関係の取扱い	国際交流、姉妹市町村交流等	△		
43 交通関係の取扱い	交通対策	△		
44 病院（診療所）事業の取扱い	病院、診療所の運営	△		
45 その他事務事業の取扱い	その他上記に属さない事務事業			

## ご質問・ご意見については!?

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局まで  
お尋ね下さい。

### 松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）  
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表）  
FAX 0956-72-4771  
ホームページ [http://www16.ocn.ne.jp/~m\\_gappei/](http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/)  
Eメール [matsugappei@wine.ocn.ne.jp](mailto:matsugappei@wine.ocn.ne.jp)

